

東北植物学会会員の顕彰

(1) 東北植物学会功績賞

東北植物学会では、平成 25 年度より東北植物学会功績賞（以下功績賞）を制定し、本学会の前身である日本植物学会東北支部の頃より植物学の発展と普及並びに学会運営に功績のあった会員を顕彰しています。

(2) 東北植物学会奨励賞

東北植物学会では、平成 26 年度より東北植物学会奨励賞（以下奨励賞）を制定し、東北地区で優れた研究を行う若手会員を顕彰しています。今年度の受賞候補者を以下の通り募集します。詳しい募集要領は、ホームページに掲載されていますが、主な項目は次の通りです。会員の皆様からの積極的なご応募をお待ちしています。

1. 応募資格：受賞者選考規定により、応募者は次の項目を満足する会員に限ります。（1）平成 30 年 4 月 1 日において満 40 歳未満あるいは研究歴が 18 年未満（大学院在籍期間は含むが、産休育休などの期間は除く）であること。（2）平成 29 年 1 月 1 日以前より本学会の会員であり、主要な研究業績の一部を本会の大会に発表（または発表を予定）していること。（3）団体ではなく、個人であること。
2. 応募方法：奨励賞への応募にあたっては、応募申請書に必要事項を記入し、事務局に提出してください。なお、応募申請書の様式は、東北植物学会のホームページ（<http://tohokubs.sakura.ne.jp/index.html>）からダウンロードしてください。応募は本人が行うものとします。応募は何回でも行えます。
3. 応募締切：平成 29 年 10 月 31 日（火）必着
4. 応募書類送付先： 応募申請書を規定の様式により容量 1 MB 以下の PDF ファイルにまとめて、電子メールにて、学会事務局 tohokubs@tohokubs.sakura.ne.jp にお送り下さい。その際、メールのタイトルは「奨励賞応募（応募者氏名）」として下さい。不明の点は、上記の学会事務局に電子メールにてお問い合わせ下さい。

功績賞、奨励賞ともに各年の受賞者数は原則 1 名とし、受賞者が選出されないこともあります。受賞者には当該年度の大会において賞状が授与されます。また、奨励賞受賞者には受賞の次の年度の大会において受賞講演を行っていただきます。